

京都大学防災研究所自然災害研究協議会規程

(平成13年3月9日制定)

第1条 この規程は、京都大学防災研究所規程第7条第2項の規定に基づき、自然災害研究協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 協議会は、自然災害及びその軽減のための研究に関し、研究計画の協議及び研究情報の交換を通じて研究機関間の連携を緊密にし、もってその有効な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 自然災害研究の企画及び調査
- (2) 国内外で発生する自然災害に関する全国的かつ学際的な突発災害調査班の組織及び調査の実施方法
- (3) 自然災害研究の体制及び予算
- (4) 自然災害研究に関するネットワークの構築
- (5) その他自然災害研究の推進等に関する事項

第3条 協議会には、全国的なネットワークの構築及び災害に関する地域特性を研究するために地区部会を置く。

2 地区部会については、協議会が別に定める。

第4条 協議会の委員は、防災研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

第5条 協議会に議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

第6条 協議会は、必要に応じ、議長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第7条 議長は、必要に応じ、メール審議を求めることができる。

- 2 メール審議は、委員の半数以上の賛同がなければ実施することができない。
- 3 メール審議による議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第8条 所長は、オブザーバーとして会議に出席することができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じ、委員以外の者をオブザーバーとして会議に出席させることができる。

第9条 協議会の事務は、防災研究所において処理する。

第10条 この規程の改廃に当たっては、協議会及び防災研究所教授会の議を経るものとする。

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年10月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年3月27日に改正し、令和5年4月1日から施行する。